

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）定款第42条及び43条の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

(会員の資格)

第2条 当協会の事業目的に賛同し、事業の推進を援助しようとする団体又は個人を賛助会員とする。

(入会手続き)

第3条 賛助会員になろうとする者は、別紙様式による賛助会員申込書を本協会に提出しなければならない。

(会費)

第4条 賛助会費は、団体会員は一口年額10万円、個人会員は一口年額1万円とする。
2 賛助会費は、毎年度3月末日までに納入するものとする。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は、本協会からの情報、資料の提供、調査及び研究の成果の利用、刊行物の配布、セミナーへの優先参加等の便益を受けることができる。

(会員の登録)

第6条 賛助会員は、本協会の賛助会員名簿に登録する。
2 退会の申し出のない場合は、毎年度継続されるものとして、賛助会員名簿に登録する。

(会費の用途)

第7条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第8条 賛助会員が退会しようとするときは、本協会に退会届けを提出しなければならない。
2 前項の場合、既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、公益財団法人テクノエイド協会の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成24年2月29日より施行する。(平成24年2月29日評議員会及び理事会議決)

(別紙様式)

賛助会員申込書

公益財団法人テクノエイド協会 理事長 殿

公益財団法人テクノエイド協会の目的に賛同し、賛助会員として下記のとおり申し込みます。

－ 記 －

会費（口数）	口	
金額（年額）	万円	
入会日	平成 年 月 日	
団体（個人）名		
代表者氏名		
住所	〒 ー	
資料等送付先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	
	ホームページ	